

07 財務省(特区第12次 最終回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体	都道府県	制度の所管・関係官庁		
070010	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合は、製造免許を受けることができる。	○酒税法第7条第2項酒類 一年間の製造見込数量	実施内容 ○事業による製の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 ○市内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 ○市内各店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点を踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		A	I	製造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合に、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を果実酒については2kに、リキュールについては1kに引き下げることをとする。 製造改革特別区域において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を適用しないこととする。								1 0 1 9 0 1	明和町	群馬県	財務省
070010	果実酒等の製造に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒は6キロリットル)に達しない場合は、製造免許を受けることができる。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項に最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求め。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等に含めて地域運営による前払式証票の導入により「特区以外での流通」と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく密通報者の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密造の横行」も予防できる。農業予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由 新町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業従事、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客や「ドクター」によってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 代替措置 第9次、第10次、第11次特区提案で「特区以外での流通」「税の滞納」「密造の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可可能である」具体的な理由を御提示下さい、ワインが清酒と同じ分類であること自体、理解困難であり、原料、製造方法も異なり、醸造ファンは出荷量は酒類全体の1%と市場規模も小規模。醸造ファンカーの97%は年間出荷量1300キロリットル以下の中小企業である。日本では現在、ワインリットルに当たり酒税は70円強で、フランスでは4・59円、米国では30・81〜45・21円、ドイツやイタリアではワインは無税である。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点を踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		A	I	製造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合に、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を果実酒については2kに、リキュールについては1kに引き下げることをとする。 製造改革特別区域において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を適用しないこととする。							1 0 2 3 0 3 0	個人	広島県	財務省	
070010	特定農業者に対し認定して酒類製造事業における対象酒類の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合は、製造免許を受けることができる。	農家民宿を併せ営む特定農業者に対し認定している酒類製造については、その酒類の限定を緩和し、地元農業者である青梅を使用した混和酒(梅酒)の製造が可能となるよう、酒税法第7条に關連する酒類の製造免許の要件緩和を求め。	現行の酒類に係る製造免許の特例については、酒税の保全や税務執行のコストにより、対象となる酒類を保存や流通に難のある酒造し、グリーンツーリズムの推進と地域の活性化の観点から、対象を農家民宿を併せ営む特定農業者に限定している。 小田原市における梅栽培の歴史は古く、およそ400年前の戦国時代にまで遡ることができ、現在でも市内の曾我地区を中心に115ha・773社(平成16〜平成17年神奈川農林水産統計年報による)が栽培・収穫される主要農産物であり、青梅を使った混和酒(梅酒)については、多くの生産者が自家消費として作り、贈り、嗜んでいる。 そこで、市内における農家民宿を併せ営む特定農業者が施設利用者に対して、製造した混和酒(梅酒)を提供できれば、新たなPR効果となり、他地域との差別化による新たな施設利用者の開拓も見込める。 また、新規の都市住民との交流はグリーンツーリズムの推進や地域の活性化とも合致することから、特定農業者に対し認定している酒類製造事業における対象酒類の更なる緩和を提案する。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点を踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		A	I	製造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合に、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を果実酒については2kに、リキュールについては1kに引き下げることをとする。 製造改革特別区域において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を適用しないこととする。							1 0 5 3 0 3 0	小田原市	神奈川県	財務省	
070010	梅酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合は、製造免許を受けることができる。	吉野川市美郷地区の梅は、徳島県内では第2位の農産物産出額となっているが、近年農業従事者の高齢化による労働力不足、若者の離農により管理良園が増加し、収穫量が減少している。梅生産農家が共同で梅干の生産販売に取り組んではいるものの、青梅の購買価格を上げる付加価値の高い新たな特産品が地域経済活性化には必要となっている。 梅酒に関して、梅酒は、梅そのものの有効成分を効率的に生かしたもので、梅と同様の効用がある。最近「健康に気を使う」「お酒があまり飲めない」「女性をも巻き込んで梅酒ブーム」となっている。梅は、それぞれの木により梅の酸味と違うために、木ごとに味が違う梅酒となり、小規模ではあるが梅の特長を活かした梅酒の製造ができる。また、長期熟成させた梅酒は、芳醇な味わいでカラダがよいものである。 ○梅酒事業による梅の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う管理不良園の解消を図る。 ○美郷の特産品である梅で梅酒醸造を行い、美郷地区の新たな特産物とし、梅生産者の生産意欲の向上と、農園の保全を図る。 ○美郷地区内店舗での販売のほか、イベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、美郷の梅を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	吉野川市美郷地区の梅は、徳島県内では第2位の農産物産出額となっているが、近年農業従事者の高齢化による労働力不足、若者の離農により管理良園が増加し、収穫量が減少している。梅生産農家が共同で梅干の生産販売に取り組んではいるものの、青梅の購買価格を上げる付加価値の高い新たな特産品が地域経済活性化には必要となっている。 梅酒に関して、梅酒は、梅そのものの有効成分を効率的に生かしたもので、梅と同様の効用がある。最近「健康に気を使う」「お酒があまり飲めない」「女性をも巻き込んで梅酒ブーム」となっている。梅は、それぞれの木により梅の酸味と違うために、木ごとに味が違う梅酒となり、小規模ではあるが梅の特長を活かした梅酒の製造ができる。また、長期熟成させた梅酒は、芳醇な味わいでカラダがよいものである。 ○梅酒事業による梅の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う管理不良園の解消を図る。 ○美郷の特産品である梅で梅酒醸造を行い、美郷地区の新たな特産物とし、梅生産者の生産意欲の向上と、農園の保全を図る。 ○美郷地区内店舗での販売のほか、イベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、美郷の梅を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。	吉野川市美郷地区は人口(1,285人・521世帯)が少く、高齢者割合(48.7%)が高く、基礎的条件的に厳しい地域となっている。特に梅生産農家(60戸)は高齢化や青梅の価格低迷などにより、所得が減少してきています。美郷地区の活力を取り戻すためには、地域資源を活用し、都市交流を中心に所業の向上につながる持続可能な事業に取り組む必要があります。現在、美郷地区が取り組んでいる「キレイのさと美郷」の地域ブランド確立には、梅酒の製造を中心に事業展開することです。地元産の青梅を、地元で梅酒の製造をすることが、本物の新しい地域特産品となり、この特産品を通じて都市との交流を図ります。		C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点を踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		A	I	「納税が確保されるためには、一般的に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。」との回答については、十分理解できます。しかし、美郷地区の活力を取り戻し地域格差の是正のためには、最低製造数量基準の緩和とそれに伴う小規模の酒類製造者が取り組む必要があると考えます。 吉野川市美郷地区では納税者組合による酒税の納付者組合を設立し、納税意識の高揚の取り組み並びに租税の期限内納付の確立に取り組むたいと考えております。							1 0 6 1 0 1 0	吉野川市、吉野川市、美郷町	徳島県	財務省
070010	醸造酒の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(果実酒、その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合は、製造免許を受けることができる。	吉野川市美郷地区において、農業者が自らの地域にある山野草、山菜、木の芽を使用した醸造酒の製造許可を取得するための酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件製造数量の緩和を要望する。	高齢化と過疎化が進む美郷地区には、昔から受け継いだ薬草の知識など深い経験とノウハウがある。本会は、地域資源を活用し、特産品の販売や交流人口増加による地域所得を増やすシステムの構築に取り組むため、平成19年度中小企業庁の補助を受け「美郷草の御事業」と銘打って、健康をテーマに、美郷地区に自生している山野草、山菜、木の芽などを用いた商品などを開発し、自然体験などをあわせてヘルスツーリズムに取り組んでいる。 事業の中で、薬草大学薬学部上教授の指導を受け、どくだみ、アケビ、サルナシ、桑、タンポポなどを使用した商品として醸造酒の取り組みを考えております。そのような醸造酒は、ヘルスツーリズムを取り組む上で、今後もっとも有効な高付加価値の健康商品となり、高齢者のノウハウを生かした特産品としてまいります。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 なお、果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、都市農村交流やグリーンツーリズムの推進はもとより、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものである。また、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 果実酒等の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和については、こうした酒税の確保の観点を踏まえつつ、税制改正の問題として検討していきたい。	本提案は、地域特産農産物の生産拡大等の活性化策として期待されるものであるとともに、果実酒等の製造に当たり、地域で生産された農産物を活用することにより、コストの軽減が可能である。 貴省回答では、税制改正の問題として検討しているが、上記のような観点から、提案主体の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答された。		A	I	製造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合に、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を果実酒については2kに、リキュールについては1kに引き下げることをとする。 製造改革特別区域において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6k)を適用しないこととする。							1 0 6 1 0 2 0	吉野川市、吉野川市、美郷町、工芸会	徳島県	財務省	



07 財務省(特区第12次 最終回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
070030	国が移転補償で買った土地を、憲法目的の民間へ無償で貸付け	国有財産法第18条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けではならない(財政法第9条)。行政財産は、原則として貸付けを行うことはできず、貸付けを行うことができる場合は限定されている。ただし、行政財産は、その用途・目的を妨げない程度において、使用収益を許可することができるが、使用収益の許可をする場合に特別の定めがない限り時価でなければならず(国有財産法第18条)。民間企業等が営利活動を目的とするときは無償で貸付け又は使用収益の許可を行うことはできない。	基地の騒音により国が移転補償を受けて買った土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に、無償での貸付を認める。	基地の騒音により国が移転補償を受けて買った土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に、無償での貸付を認める。 提案理由: 三沢米軍基地の周辺には、軍用機の騒音により国の移転補償を受けて住宅が移転し、無人の国有地となった移転跡地(防衛省所屬行政財産)が、市の人口分布等を分断するように広がっており、三沢市のまちづくり上、大きな障害となっている。また移転跡地は、国においても十分な活用方法のないまま、国が専断等の維持管理費を負担し続けており、国民の負担となっている。 しかし、もともとそこに住んでいた人は騒音を苦に移転したとはいえ、それ以外の人にとっては、移転跡地は環境は悪くとも、仮に無償で使用できるとなれば、市街地にも近いことから、跡地内で営業活動などをしようとする人もありうろと思われ。活用されない土地を国で管理し続けるよりは、その一部であっても、無償で企業や個人に貸付け活用させた方が、国の負担も減り、土地の有効活用も図れることから、営利活動を行うことを目的とした民間企業や個人が無償で移転跡地の貸付を受けられるよう、特例を設けていただきたい。	C	—	構造改革特区における取り組みについては、構造改革特別区域基本方針(H19.4.27閣議決定)において、「従来型の財政措置による支援措置を講じること」に期待するのではなく、「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされているところ。 これに対し、本提案は、 ①民間企業の営利活動に対し無償で貸し付けることは、民間企業の営利活動に対し補助金を交付することと同じことであり、おおよそあり得ないこと。 ②新たな無償貸付対象の追加という従来型の財政措置による支援措置を求めるものであること。 ③「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行う性質のものではないこと。 から、検討対象となり得ないものである。  また、基地の騒音を理由として国が土地を買い上げる場合、当該土地は防衛省所管の行政財産となり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用を受けることとなるが(同法の所管は防衛省)、同法においても民間企業等は無償使用の対象となっていない。			C	—									1043010	三沢市	青森県	財務省 防衛省
070040	港湾における貿易関係行政機関の窓口の一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化		貨物を輸入しようとする者は、関税法第67条の規定に基づき、税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされている。また、食品検査所、動物検査所及び植物防疫所においては、それぞれの所管する法律の規定により必要とされる検査が実施されている。	各港湾の貿易にかかるとる各府省システムについて(府省共通ポータル)化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためには、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。 このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をお願いし、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかるとる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となってきた。 わが国の貿易にかかるとる手続きは、それぞれの所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。 これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)として、貿易にかかるとる各府省のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。 しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかるとる各種検査業務等についてはポータル化されないため、煩雑性は引き続き残ることとなる。 これらを解消するためには、植物検査、食品検査、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に併せて現地検査業務等も窓口一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。	C	—	税関においては、輸入申告された貨物の検査を実施する際に、輸入者等から食品検査所や動物検査所が行う検査と税関による検査を併せて行うよう要請があったときには、下関港に限らず、これらの関係省庁と連携し、可能な限りその要請に応え、通関時間の短縮を図ってきているところである。また、税関の多くは、食品検査所等の関係当局と近接、又は同じ庁舎内に設置しているところである。 今後とも、税関における検査体制等を勘案しつつ、輸入者の負担軽減、利便性の向上等の観点から、引き続き関係省庁と連携のうえ適切に対応してまいりたい。			C	—								1054010	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省	